



公民館事業についての基本方針

米子市教育委員会 生涯学習課

公民館は、住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進など、住民生活に即した問題や地域における課題に取り組むための学習機会を提供する社会教育機関として、また、学習活動を通して地域社会や地域文化の発展を図るための拠点施設として大きな役割を負っている。

あわせて、少子・高齢社会の進展などの時代の変化や厳しい財政状況等限られた条件のもと、地域の課題・特性や住民の学習ニーズに的確に対応できる運営を推進していくことが求められる。

そのためには、公民館がすべてを準備し提供するのではなく、地域住民が自ら課題を見つけ、学習し、解決に向けて活動することが重要であり、**公民館はその活動拠点として、また、職員は活動を支援するコーディネーターとしての役割を果たすことが必要である。**

これまでの事業運営について今一度振り返った上で、「参加者募集型」の事業運営に終始することなく、参加者・学習者が地域においてその成果を発揮することのできる場の提供や環境づくりに視点を置いた「学習者との共創・支援型」の事業の展開を図らなければならない。

住民が主体的に活動できる「地域づくり」



地域の「拠点」としての公民館



活動の支援

《組織として》

①活動のきっかけづくり（つくる）

地域や学習に関する情報を積極的に提供し、住民や学習者の活動促進を図る。

②各種団体や個人との連携（つなげる）

地域や公民館で活動している各種団体や個人などの連携を促進することで、地域における連帯感や意識の高揚を図る。

③学習者・活動者の育成・支援（そだて・いかしつづける）

各種講座や行事を通じて学習者・活動者を育成・支援し、あわせて成果の発表の場・活動の場を提供することで住民主体による地域活動や学習の継続性の確保を図る。

場所の提供

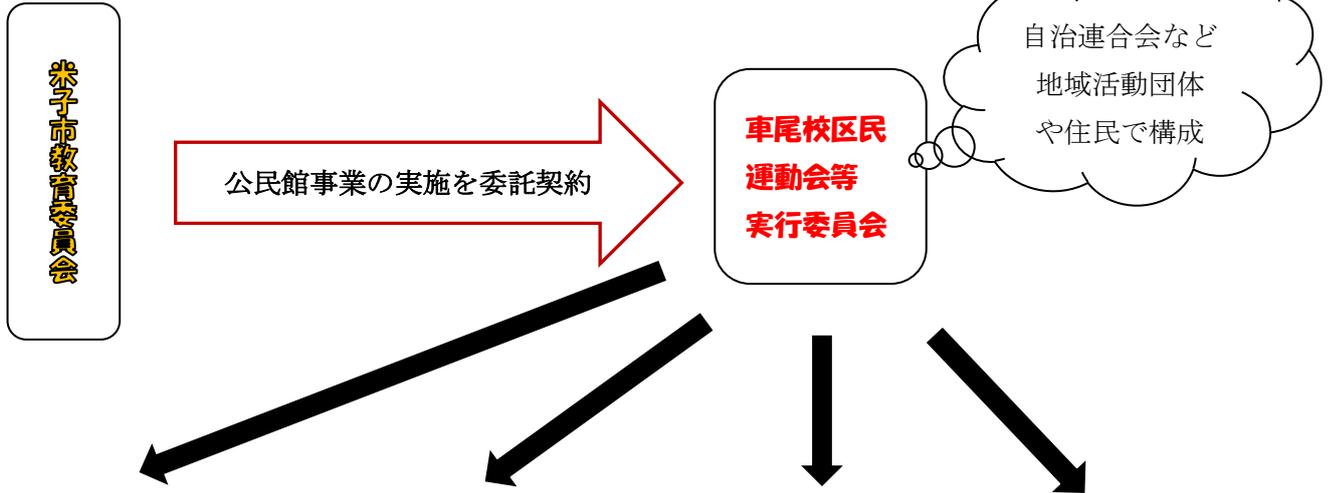
《施設として》

④公民館施設・設備の管理（つどう）

地域活動の拠点施設として利用しやすいよう日常的に点検・管理を行う。また、率先して環境に配慮した運営を行う。



公民館事業の実施について



- 文化・体育行事**
運動会実行委員会
〇〇〇大会実行委員会
公民館祭実行委員会
- 広報事業**
館報編集委員会
公民館たより編集委員会
- 社会教育講座**
ふれあい学級くずも実行委員会
- ひとづくり・まちづくり推進事業**
夏のステージ実行委員会



公民館

公民館運営委員会				
専門部	総務部	文化部	体育部	女性部
利用者	同好会	各種活動団体	地域住民	
事務局	公民館職員			